

○ 議案第55号 財産の譲与について

※ 協和地域の旧船岡小学校については、令和４年度に旧校舎を東電化工業株式会社に無償で譲渡しており、その後、旧校舎に隣接する旧体育館についても譲渡に向けた協議を行ってまいりました。今般、同社より、当該建物の改修を条件として譲渡を受け入れる旨の意向が示されたことから、改修に要する費用に係る負担金を付して建物を無償で譲渡することとし、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 建物の所在、構造及び面積

所在地	構 造	面 積	備 考
大仙市協和船岡字上中野126番地1 (旧大仙市立船岡小学校体育館)	鉄骨造	853.00㎡	体育館及び渡り廊下

2 譲与の目的 工場の用途に供するため

3 当該建物の改修を条件とする負担金の額 ３，０００万円

4 譲与の相手方

大仙市協和船岡字善知鳥１４番地１

東電化工業株式会社

補正額	80,000 千円
補正後の予算総額	51,148,060 千円

【歳出】 (単位：千円)

所属	補正事項	補正額	補正額の財源内訳				説明
			国県 支出金	市債	その他	一般財源	
建設部	1. 除雪対策費	80,000				80,000	除排雪経費の不足による補正
合 計		80,000				80,000	